

資料4 1 浄水・取水・ポンプ施設及び配水施設一覧

浄水・取水・ポンプ施設

水源名	所在地	管理者	電話番号	水質状況	備考
小湊浄水場 (浅井戸)	小湊字下槻 2 8-1	地域整備 課長	755-2116	良	満水時浄水池容量 283 m <sup>3</sup> (浄水場供給能力 2,100 m <sup>3</sup> /日)
松野木浄水場 (浅井戸)	松野木字蛇 喰 4-1	地域整備 課長	755-2116	良	満水時浄水池容量 177 m <sup>3</sup> (浄水場供給能力 3,000 m <sup>3</sup> /日)
清水川取水場 (浅井戸)	清水川字大 川向(県より 借用)				
白砂浄水場	白砂字白砂 7 -11	地域整備 課長	755-2116	良	満水時浄水池容量 7 m <sup>3</sup> (浄水場供給能力 - m <sup>3</sup> /日)
板橋ポンプ場	中野字稗田 沢 70-5	地域整備 課長	755-2116	良	満水時浄水池容量 21 m <sup>3</sup> (浄水場供給能力 - m <sup>3</sup> /日)
童子浄水場 (浅井戸)	松野木字柏 木山 30-1	地域整備 課長	755-2116	良	満水時浄水池容量 24 m <sup>3</sup> (浄水場供給能力 120 m <sup>3</sup> /日)
狩場沢浄水場 (浅井戸)	狩場沢字堀 差 94-15	地域整備 課長	755-2116	良	満水時浄水池容量 36 m <sup>3</sup> (浄水場供給能力 90 m <sup>3</sup> /日)
土屋浄水場 (表流水)	土屋字高森 山 1-126	地域整備 課長	755-2116	良	満水時浄水池容量 - m <sup>3</sup> (浄水場供給能力 126 m <sup>3</sup> /日)
浪打浄水場 (表流水)	浪打字深沢 1 96	地域整備 課長	755-2116	良	満水時浄水池容量 5 m <sup>3</sup> (浄水場供給能力 72 m <sup>3</sup> /日)

配水施設

水源名	所在地	備考
夜越山配水池	浜子字堀川	満水時配水池容量 2,086 m <sup>3</sup>
白砂配水池	白砂字深沢 65-2	満水時配水池容量 188 m <sup>3</sup>
茂浦配水池	茂浦字茂浦 45-417	満水時配水池容量 168 m <sup>3</sup>
童子配水池	外童子字カト山 3-184	満水時配水池容量 155 m <sup>3</sup>
狩場沢配水池	狩場沢字関口 108-251	満水時配水池容量 117 m <sup>3</sup>
土屋配水池	土屋字高森山 1-126	満水時配水池容量 36 m <sup>3</sup>
浪打配水池	浪打字水ヶ沢(国より借用)	満水時配水池容量 58 m <sup>3</sup>

資料4-2 救護所設置予定場所

その1

施設名	所在地	収容能力	施設の構造・面積	備考
山村開発センター	平内町大字小湊 字下槻12-1	300人	R C 2階建 600 m <sup>2</sup>	
勤労青少年ホーム	平内町大字小湊 字小湊79-3	311人	R C 2階建 623 m <sup>2</sup>	
小湊小学校	平内町大字小湊 字後菴15	243人	RC, S 3階建 486 m <sup>2</sup>	体育館棟
盛田公民分館	平内町大字盛田 字塚ノ越47	19人	W 平屋建 39 m <sup>2</sup>	
藤沢コミュニティセンター	平内町大字藤沢 字八幡33	101人	W 平屋建 202 m <sup>2</sup>	
浜子地区総合研修センター	平内町大字浜子 字家ノ下19-43	74人	W 平屋建 148 m <sup>2</sup>	
山の手コミュニティセンター	平内町大字福館 字平川家ノ下108-2	77人	W 平屋建 154 m <sup>2</sup>	
東和コミュニティセンター	平内町大字小湊 字雷電際13-168	80人	W 平屋建 160 m <sup>2</sup>	
浅所コミュニティセンター	平内町大字福館字雷 電林1-50	100人	W 平屋建 200 m <sup>2</sup>	
間木コミュニティセンター	平内町大字東滝 字鷺ノ沢9-1	95人	W 平屋建 191 m <sup>2</sup>	
東滝コミュニティセンター	平内町大字東滝 字滝7-7	88人	W 平屋建 176 m <sup>2</sup>	
東田沢集落圏防雪管理センター	平内町大字東田沢 字無沢14	113人	S 平屋建 226 m <sup>2</sup>	
白砂コミュニティセンター	平内町大字白砂 字深沢4-6	86人	W 平屋建 172 m <sup>2</sup>	
野内畑集会所	平内町大字東田沢 字野内畑6	26人	W 平屋建 52 m <sup>2</sup>	
内童子コミュニティセンター	平内町大字内童子字 観音34-1	86人	W 平屋建 172 m <sup>2</sup>	
外童子コミュニティセンター	平内町大字外童子 字船越39-2	75人	W 平屋建 151 m <sup>2</sup>	
松野木公民分館	平内町大字松野木 字一本木1-1	80人	W 平屋建 160 m <sup>2</sup>	
薬師野農業構造改善センター	平内町大字薬師野 字家岸61-2	69人	W 平屋建 139 m <sup>2</sup>	
東小学校	平内町大字口広 字水須3-9	237人	R C 2階建 474 m <sup>2</sup>	体育館棟
清水川コミュニティセンター	平内町大字清水川 字往来道添26-2	141人	W 平屋建 283 m <sup>2</sup>	
口広林業村落コミュニティセンター	平内町大字口広 字口広沢154-5	95人	W 平屋建 191 m <sup>2</sup>	
狩場沢公民分館	平内町大字狩場沢 字桧沢24-11	83人	W 平屋建 166 m <sup>2</sup>	

その2

施設名	所在地	収容能力	施設の構造・面積	備考
旧狩場沢小学校 助白井分校	平内町大字狩場沢 字堀差94-5	53人	W 平屋建 107 m <sup>2</sup>	
山口コミュニティ センター	平内町大字山口 字小沢14-1	139人	W 平屋建 278 m <sup>2</sup>	
小豆沢公民分館	平内町大字小豆沢 字茂浦沢137-2	76人	W 平屋建 153 m <sup>2</sup>	
中野コミュニティ センター	平内町大字中野 字稗田沢13	77人	W 平屋建 154 m <sup>2</sup>	
浪打コミュニティ センター	平内町大字浪打 字深沢86-1	76人	W 平屋建 153 m <sup>2</sup>	
稲生漁民センター	平内町大字稲生 字稲生61-3	83人	W 平屋建 166 m <sup>2</sup>	
浦田公民分館	平内町大字茂浦 字浦田114-3	82人	W 平屋建 165 m <sup>2</sup>	
茂浦コミュニティ センター	平内町大字茂浦 字向田81	84人	W 平屋建 168 m <sup>2</sup>	

※ 施設の構造は、RCが鉄筋コンクリート造、Sが鉄骨造、Wが、木造を表す。  
表に記載されていない町有施設についても、状況に応じ随時使用するものとする。

資料4-3 町内医療機関等の状況

平成30年4月1日現在

施設名	所在地	電話	診療科目	医療従事者			病床数	施設の 状況
				医師	看護師	助産師		
平内中央病院	平内町大字小湊 字外ノ沢1-1	755-2131	内, 外, 整, 脳, 皮, 眼	人 4	人 47	人 0	床 96	発電機 有
たざわ クリニック	平内町大字小湊 字下槻17-1	758-1222	内, 泌, 皮	1	4	0	0	発電機 無
ひきち内科 クリニック	平内町大字小湊 字愛宕95-2	758-1155	内, 外, 脳, 小, 消, 循, 神, 呼	1	4	0	0	発電機 無
まさいく 整形外科	平内町大字小湊 字愛宕20-1	758-1900	整, リウマチ, リハビリ	1	4	0	0	発電機 無
工藤接骨院	平内町大字小湊 字小湊59-4	755-5979	整	1				発電機 無
高谷歯科	平内町大字小湊 字後菴37-7	755-5612	歯	1				発電機 無
ミナトヤ歯科 医院平内	平内町大字小湊 字後菴2-11	755-5353	歯	1	3	6		発電機 無
平内歯科 クリニック	平内町大字小湊 字小湊131-1	755-4182	歯	1				発電機 無

資料4 4 町有車両の状況

平成30年1月現在

管理担当課	車 両 名	保 管 場 所	台数	定員	緊急通行車両 の事前届出
総務課	マイクロバス	役場車庫	1	28	有
〃	中型バス	役場車庫	1	42	有
〃	ランドクルーザー	寺町車庫	1	5	有
〃	ステップワゴン	寺町車庫	1	8	有
〃	ホンダインサイト	寺町車庫	1	5	有
〃	トヨタピクシス	寺町車庫	1	5	有
〃	防災活動車	寺町車庫	1	5	無
企画政策課	トヨタノア	役場車庫	1	8	有
税務課	ダイハツムーブ	役場車庫	1	4	有
町民課	博愛号	役場車庫	1	8	無
〃	軽トラック	役場車庫	1	2	有
福祉介護課	ダイハツムーブ1	役場車庫	1	5	有
〃	ダイハツムーブ2	役場車庫	1	5	有
健康増進課	三菱EKワゴン1	役場車庫	1	4	有
〃	三菱EKワゴン2	役場車庫	1	4	有
〃	ホンダフリード	寺町車庫	1	5	無
地域整備課	水道ライトバン	役場車庫	1	5	有
〃	トヨタサーフ	役場車庫	1	5	有
〃	トヨタプラド	寺町車庫	1	8	有
〃	下水ステーションワゴン	役場車庫	1	5	有
〃	水道トラック	寺町車庫	1	6	有
農政課	パジェロ	寺町車庫	1	7	有
〃	トヨタプラド	寺町車庫	1	8	有
水産商工観光課	トヨタレジアスエースバン	役場車庫	1	6	有
〃	トヨタタウンエース	夜越山サボテン園	1	5	有
〃	ダイハツ軽トラック	夜越山サボテン園	1	2	有
〃	夜越山トラック	夜越山サボテン園	1	3	有
生涯学習課	マイクロバス	教育委員会車庫	1	29	有
〃	トラック	教育委員会車庫	1	3	有
〃	トヨタノア	教育委員会車庫	1	8	有
学校教育課	トヨタノア	教育委員会車庫	1	8	有
〃	スズキワゴンR	給食センター	1	5	有

資料 4 5 公共的団体及び運送事業者等営業用の車両、船舶等の状況

公共的団体の車両、船舶等

◎青森農業協同組合平内支店  
 平内町大字小湊字愛宕 7 - 1  
 連絡先電話番号 755-2211  
 責任者 支店長 田中秀人

平成 3 0 年度

管理担当部署	車 両 名	保 管 場 所	台数	定 員
平内支店	スズキエブリイバン	平内町大字小湊字愛宕7-1	2	4
	スズキアルト		4	4
	ダイハツ軽トラック		1	2
	スバルサンバー		2	4
	日産バネット		1	6
	三菱ミニキャブ		1	4
	三菱キャンター		2	3
	三菱ダンプ		2	3
平内給油所	三菱トラック	平内町大字藤沢字竹達13-1	1	2
	日産軽トラック		1	2
	日産アトラス		1	2
	三菱キャンター		2	3

◎平内町漁業協同組合  
 平内町大字浅所字浅所 9 1 - 5 6  
 連絡先電話番号 755-4111  
 責任者 代表理事組合長 三津谷廣明

平成 3 0 年度

管理担当部署	車 両 名	保 管 場 所	台数	定 員
総 務 課	トラック	平内町大字浅所字浅所91-56	1	3
	タンクローリー		3	2
	X-トレイル		1	5
	クラウン		1	5
	ライトバン		1	5
	ライトバン		1	5
	軽自動車		1	4

◎森林組合あおもり平内事業所  
 平内町大字松野木字小湊越 20-147  
 連絡先電話番号 757-2231  
 責任者 参事 蝦名峯明

平成30年度

管理担当部署	車 両 名	保 管 場 所	台数	定 員
事業所管理	グランビア	平内町大字松野木字小湊越 20-147	1	8
	パジェロ		1	5
	サーフ		1	5
	軽トラック		1	2
	エクストレイル		1	5
	パジェロイオ		1	5
	ハイエース		1	3
	ストラーダ		1	2

運送業者等営業用の車両、船舶等

◎平内町民バス  
 下北交通株式会社小湊出張所  
 平内町大字沼館字家岸 142-3  
 連絡先電話番号 755-2893  
 責任者 所長 田村昭雄

平成30年度

運行バス定員	26人	34人	36人	44人	57人	65人	73人
台 数	1台	1台	2台	2台	1台	1台	1台

◎東洋タクシー株式会社  
 平内町大字沼館字家岸 68-4  
 連絡先電話番号 755-2046  
 責任者 代表取締役 大水清明

タクシー定員	5人
台 数	小型4台

船舶所有状況

◎平内町漁業協同組合  
 平内町大字浅所字浅所 91-56  
 連絡先電話番号 755-4111  
 責任者 代表理事組合長 三津谷廣明

名 称	ひらない丸
所在地	平内町大字浅所字浅所 91-56
責任者	平内町漁業協同組合 代表理事組合長 三津谷廣明
連絡先	017-755-4111
船舶の種類	官公庁船 (漁船登録)
用 途	漁場管理
動 力	120PS
トン数	7.3トン

資料46 ヘリコプター離発着陸場所

名 称	所 在 地	電話番号	管 理 者	広さ(m) 幅×長さ	周囲の状況
夜越山第2駐車場	平内町大字浜子字堀替 50-2	755-2111	町長	75×75	平坦地 北側に防雪林有り
勤労者体育センター (陸上競技場)	平内町大字小湊字後菴 16	755-2111 755-2565	町教育長	130×170	平坦地
東田沢大島駐車場	平内町大字東田沢字横峰 68-1	759-2021	東田沢町内 会長	60×70	南側が高台
小湊小学校校庭	平内町大字小湊字後菴 15	755-4573	町教育長	80×150	校舎：RC3階建
旧浅所小学校校庭	平内町大字福館字雷電林 1-50	755-2111	町長	100×130	校舎：RC2階建
東小学校校庭	平内町大字口広字水須 3-9	756-2352	町教育長	50×100	校舎：RC2階建 北東側防雪林
旧茂浦小学校校庭	平内町大字茂浦字向田 24	755-2111	町長	70×100	校舎：RC2階建 南側山地
小湊中学校校庭	平内町大字小湊字後菴 21-1	755-2038	町教育長	90×100	校舎：RC3階建
西平内中学校校庭	平内町大字山口字小沢 22-1	755-3209	町教育長	90×150	校舎：RC2階建 南側山地
東平内中学校校庭	平内町大字清水川字道巢 5-1	756-2051	町教育長	60×100	校舎：RC2階建 北東側防雪林
青森東高等学校平内 校舎校庭	平内町大字小湊字新道 46-26	755-2333	県教育長	80×150	校舎：RC3階建 西側に変電所有り
松風塾高等学校校庭	平内町大字外童子字滝ノ沢 37	756-2818	学 校 長	50×150	東側及び西側が山 地

資料４７ ボランティア団体等の状況

団体名	代表者名	員数	連絡場所	電話番号	備考
平内町 赤十字奉仕団	向井麗子	164名	町民課	755-2113	
平内町 町内連合会	佐藤秀光	60名	総務課	755-2111	

資料４８ 労務者の宿泊予定場所

名称	管理者	所在地	施設概要	収容可能人員
山村開発センター	町教育長	平内町大字小湊 字下槻12-1	鉄筋コンクリート造2階建 (和室)	60人
老人憩の家	町長	平内町大字浜子 字堀替36-1	木造平屋建 (大広間)	50人

資料４９ 感染症指定医療機関

第一種感染症指定医療機関

平成30年4月1日現在

指定医療機関名	所在地	電話番号	病床数
青森県立中央病院	青森市東造道2-1-1	017-726-8111	1

第二種感染症指定医療機関

平成30年4月1日現在

指定医療機関名	所在地	電話番号	病床数
弘前大学医学部附属病院	弘前市本町53	0172-33-5111	6
八戸市立市民病院	八戸市田向毘沙門平1	0178-72-5111	6
青森県立中央病院	青森市東造道2-1-1	017-726-8111	4
独立行政法人国立病院機構青森病院	青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155-1	0172-62-4055	60
つがる総合病院	五所川原市字岩木町12-3	0173-35-3111	4
十和田市立中央病院	十和田市西十二番町14-8	0176-23-5121	4
むつ総合病院	むつ市小川町1-2-8	0175-22-2111	4

資料５０ 防疫用薬剤の調達先

名称	所在地	電話番号
株式会社アスカム青森営業所	青森市問屋町1-12-1	738-3090
株式会社ショウエー	青森市奥野1-6-2	762-2711
千秋薬品株式会社青森営業部	青森市問屋町2-12-30	738-1521
株式会社小田島青森営業部	青森市問屋町2-11-4	738-0871
株式会社バイタルネット青森支店	青森市第二問屋町1-3-5	739-8641
東北化学薬品株式会社青森支店	青森市問屋町1-8-12	738-4451
富士商事株式会社青森営業所	青森市第二問屋町3-24-1	739-5319
小田島商事株式会社青森営業所	青森市問屋町2-13-18	738-1224
丸善薬品株式会社	青森市問屋町1-7-21	738-7841
北日本サニット株式会社	青森市原別4-2-1	736-2357

資料5 1 ごみ及びし尿処理施設

ごみ処理施設

施設名	所在地	電話番号	処理能力	処理方法
青森市環境部清掃事業所 青森市清掃工場	青森市大字鶴ヶ坂字早 稲田241番地	757-8840	300t/日	流動床式ガス化溶 融炉方式
青森地域広域事務組合 あおひらクリーンセンター	青森市大字鶴ヶ坂 字田川61番地	788-1738	202kl/日	標準脱窒素式処理 方式+高度処理
平内町立 外の沢埋立地	平内町大字小湊 字外の沢56-16	755-5337		埋立

清掃資機材調達先

名称	責任者	所在地	電話番号	ゴミ収集運搬車
(有)みちのく清掃	阿部昭三	平内町大字小湊字新道79-10	755-2560	3台

し尿処理施設

業者名	所在地	電話番号	バキューム車		
			大型	中型	小型
平内衛生社	平内町大字小湊字前菴33-13	755-4819	1台	0台	0台
(有)太田衛生	平内町大字小湊字愛宕53-13	752-0068	2台	0台	0台
(有)平和技研	平内町大字外童子字滝ノ沢12-13	757-2717	2台		
(有)東青浄化 槽管理センター	平内町大字小湊字下槻15-8	755-5553	1台		

資料5 2 小・中学校代替予定施設

対象学校名	代 替 予 定 施 設		備 考
	施 設 名	所 在 地	
小湊中学校 小湊小学校	勤労青少年ホーム	平内町大字小湊字小湊79-3	
	町立体育館	平内町大字小湊字下槻3-2	
	山村開発センター	平内町大字小湊字下槻12-1	
東平内中学校 東小学校	清水川コミュニティセンター	平内町大字清水川字往来道添26-2	
	口広林業村落コミュニティセンター	平内町大字口広字口広沢154-5	
	薬師野農業構造改善センター	平内町大字薬師野字家岸61-2	
西平内中学校 山口小学校	山口コミュニティセンター	平内町大字山口字小沢14-1	
	小豆沢公民館	平内町大字小豆沢字茂浦沢137-2	
	中野コミュニティセンター	平内町大字中野字稗田沢13	

資料5 3 教育施設の現況

学校施設の状況

平成30年4月1日現在

学 校 名	所 在 地	教室数	応 急 教室数	教職員数		児 童 生徒数	屋 内 体 育 施設面積 m <sup>2</sup>	応急の教育時 収容可能人員数 人
				男	女			
小湊中学校	平内町大字小湊 字後菴21-1	27	17	10	6	157	763	381
東平内中学校	平内町大字清水川 字道巢5-1	16	8	6	6	49	650	325
西平内中学校	平内町大字山口 字小沢44-3	15	6	7	4	41	763	381
小湊小学校	平内町大字小湊 字後菴15	24	16	10	11	289	486	243
東小学校	平内町大字口広 字水須3-9	15	10	7	5	87	474	237
山口小学校	平内町大字山口 字小沢20-1	12	7	5	5	87	455	227

学校以外の教育施設の状況

施 設 名	所 在 地	施 設 概 況	応急の教育時収容 可能人員数
町中央公民館 (山村開発センター)	平内町大字小湊 字下槻12-1	鉄筋コンクリート造2階建 延面積 1,531m <sup>2</sup>	200人
町立体育館	平内町大字小湊 字下槻3-2	鉄骨造2階建 延面積 2,466m <sup>2</sup>	490人
町武道館	平内町大字小湊 字下槻12-1	木造平屋建 延面積 472m <sup>2</sup>	130人
町勤労青少年ホーム	平内町大字小湊 字小湊79-3	鉄筋コンクリート造2階建 延面積 1,353m <sup>2</sup>	280人
町立図書館	平内町大字小湊 字小湊79-3	鉄筋コンクリート造2階建 延面積 731m <sup>2</sup>	
町歴史民俗資料館	平内町大字小湊 字小湊79-3	鉄筋コンクリート造平屋建 延面積 387m <sup>2</sup>	
町歴史民俗資料館別館	平内町大字小湊 字小湊79-3	木造2階建 延面積 139m <sup>2</sup>	

資料 5 4 相互応援協定の締結状況

協 定 名	相 手 方	締 結 日	担 当 課
青森県水道災害相互応援協定		平成 1 6 年 4 月 1 日 (一部改正)	地域整備課
大規模災害時の青森県市町村相互 応援に関する協定		平成 1 8 年 9 月 2 9 日	総 務 課
消防相互応援協定書		平成 1 8 年 8 月 2 5 日	総 務 課 平内消防署
青森県消防相互応援協定		平成 2 8 年 2 月 2 4 日	総 務 課

資料 5 5 防災関係機関等との協定の締結状況

その 1

協 定 名	相 手 方	締 結 日	担 当 課
災害等発生時の対応と平常時にお ける高齢者等見守り活動の相互協 力及び道路損傷等発見時の対応に 関する協定書	小湊郵便局（平内町郵 便局代表） 青森西郵便局	平成 2 9 年 1 0 月 5 日	総 務 課 町 民 課 福祉介護課 地域整備課
災害発生時における「平内町」と 「平内町土木協同組合」との応 援・協力等に関する協定書	平内町土木協同組合	平成 1 7 年 3 月 8 日	地域整備課
災害時に要援護者の避難施設とし て民間社会福祉施設等を使用す ることに関する協定書	社会福祉法人 宏仁会	平成 1 7 年 5 月 6 日	福祉介護課
災害発生時における相互協力に関 する協定書	マックスバリュ東北株 式会社	平成 1 9 年 2 月 2 6 日	町 民 課
災害発生時における相互協力に関 する協定書	株式会社ツルハ	平成 1 9 年 4 月 1 3 日	健康増進課町 民 課
災害時における支援協力に関する 協定書	株式会社サンデー	平成 1 9 年 6 月 1 日	町 民 課
災害等発生時における電力復旧活 動の協力に関する協定書	東北電力株式会社青森 営業所	平成 2 1 年 1 1 月 5 日	総 務 課
災害復旧時の協力に関する協定書	東日本電信電話株式会 社青森支店	平成 2 3 年 4 月 1 日	総 務 課
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整 備局	平成 2 4 年 2 月 1 4 日	総 務 課
災害時の通信設備復旧等の協力を 関する協定書	株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ東北支社 青森支店	平成 2 4 年 3 月 9 日	総 務 課
災害時における液化石油ガス及び 応急対策用資機材の調達に関する 協定書	一般社団法人青森県エ ルピーガス協会	平成 2 7 年 1 0 月 2 7 日	総 務 課

## その2

協 定 名	相 手 方	締 結 日	担 当 課
災害発生時における「平内町」と「平内レミコン株式会社」との応援・協力等に関する協定書	平内レミコン株式会社	平成29年2月27日	総務課
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社青森支店	平成29年3月22日	総務課

## 資料56 自衛隊派遣部隊車両駐車地区

名 称	所 在 地	管 理 者	電話番号	敷地面積	備 考
山村開発センター 駐車場	平内町大字小湊 字下槻12-1	町教育長	755-2565	2,500 m <sup>2</sup>	両施設は隣接しており、一体的な使用が可能
体育館駐車場	平内町大字小湊 字下槻3-2	町教育長	755-2565	1,200 m <sup>2</sup>	
間木コミュニティセンター駐車場	平内町大字東滝 字鷲ノ沢9-1	町教育長	755-2565	1,470 m <sup>2</sup>	
東滝コミュニティセンター駐車場	平内町大字東滝 字滝7-7	町教育長	755-2565	1,792 m <sup>2</sup>	
東田沢集落圏防雪管理センター駐車場	平内町大字東田沢 字無沢14	町教育長	755-2565	8,607 m <sup>2</sup>	
白砂コミュニティセンター駐車場	平内町大字白砂 字深沢4-6	町教育長	755-2565	1,186 m <sup>2</sup>	
山口コミュニティセンター駐車場	平内町大字山口 字小沢14	町教育長	755-2565	919 m <sup>2</sup>	
浦田公民分館駐車場	平内町大字茂浦 字浦田114-3	町教育長	755-2565	2,006 m <sup>2</sup>	
夜越山第2駐車場	平内町大字浜子 字堀替50-2	水産商工観光課長	755-2111 755-2663	5,625 m <sup>2</sup>	
旧狩場沢小学校校庭	平内町大字狩場沢 字桧沢94-5	総務課長	755-2111	3,665 m <sup>2</sup>	
東田沢大島駐車場	平内町大字東田沢 字横峰68-1	東田沢町内会長	759-2260	4,200 m <sup>2</sup>	町内会所有観光客用駐車場

資料57 危険物施設の現況

平成30年4月1日現在

番号	区分	事業所名	所在地	危険物の種類及び最大数量	倍数
1	屋外タンク 貯蔵所	青森農業協同組合	平内町大字藤沢 字竹達13-1	灯油 200 【kℓ】	200
2	給油取扱所			ガソリン 24 【kℓ】 軽油 18 【kℓ】 灯油 6 【kℓ】	144
3	屋外タンク 貯蔵所	平内町漁業協同組合	平内町大字浅所 字雷電林1-160	灯油 200 【kℓ】	200
4	給油取扱所	(株)横内石油商会	平内町大字小湊 字愛宕66-1	ガソリン 42.48 【kℓ】 灯油 29.6 【kℓ】 軽油 16.72 【kℓ】 廃油 (第3石)	259.62
5	給油取扱所	田村石油	平内町大字沼館 字家岸62-4	ガソリン 16.6 【kℓ】 灯油 7 【kℓ】 軽油 19.2 【kℓ】	109.2
6	給油取扱所	鳥谷部一雄	平内町大字清水川 字和山64-3	ガソリン 13.44 【kℓ】 軽油 15.36 【kℓ】 灯油 9.5 【kℓ】	92.1
7	給油取扱所	(宗)松緑神道大和山	平内町大字外童子 字滝ノ沢12-13	ガソリン 19 【kℓ】 軽油 28.5 【kℓ】	123.5
8	地下タンク 貯蔵所			灯油 50 【kℓ】	50

※ 指定数量の50倍以上の危険物を貯蔵する比較的規模の大きな施設を対象とした。

## 平内町豪雪対策本部設置要綱

平成 27 年 10 月 1 日訓令第 3 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、豪雪災害から住民の生命、身体、財産、社会生活、経済活動の維持並びに公共福祉の確保を目的とした平内町豪雪対策本部（以下「豪雪対策本部」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第 2 条 豪雪対策本部は、平内町大字小湊字家ノ下（ひだまり公園）に設置されている観測地点（以下「観測地点」という。）で積雪 100 センチメートルを超え、更に降雪が予想され住民生活に支障が生ずるおそれがある場合、又は数日にわたる風雪等により道路交通を正常に維持することが困難となり、住民生活に混乱を招くおそれが生じた場合等、町長が必要と認めた場合に設置する。

(責務)

第 3 条 豪雪対策本部は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 積雪状況、被害状況等の情報収集及び調査に関すること。
- (2) 消防水利の確保に関すること。
- (3) 町道及び歩道の安全確保に関すること。
- (4) 高齢者等世帯の除排雪対策に関すること。
- (5) 公共施設の被害調査とその対策に関すること。
- (6) 農林水産業及び商工業の被害調査とその対策に関すること。
- (7) 雪害防止及び除排雪作業の安全対策に関すること。
- (8) 地域ボランティアの育成支援に関すること。
- (9) その他雪害に関すること。

(組織)

第 4 条 豪雪対策本部に別表のとおり、本部長、副本部長、本部員を置く。

- 2 本部長に事故あるとき、又は不在のときは副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、豪雪対策本部の事務に従事する。

(会議)

第 5 条 豪雪対策本部の会議は、本部長が必要に応じ招集する。

- 2 会議の議長は、本部長が務める。

(事務局)

第 6 条 豪雪対策本部の事務局は、総務課に置く。

(解散)

第 7 条 豪雪対策本部は、所期の目的が達成された日をもって解散する。

(豪雪対策連絡会議等の設置)

第 8 条 豪雪対策本部設置前において、観測地点の積雪がおおむね 70 センチメートルを超えたと認められる場合、道路交通等町民生活の安全確保を適切かつ効果的に講じるため、平内町豪雪対策連絡会議を設置するものとする。

- 2 観測地点の積雪が 100 センチメートルに接近した場合、平内町豪雪対策連絡会議は平内町豪雪警戒対策本部に移行するものとする。
- 3 平内町豪雪対策連絡会議及び平内町豪雪警戒対策本部の組織、運営は、豪雪対策本部に準ずる。

(委任)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別 表（第4条関係）

本部長	町長
副本部長	副町長 教育長 病院事業管理者
本部員	防災管理監 総務課長 企画政策課長 税務課長 町民課長 福祉介護課長 健康増進課長 農政課長 水産商工観光課長 地域整備課長 会計管理者（会計課長） 学校教育課長 生涯学習課長 議会事務局長 病院事務局長 消防署長

## 災 害 救 助 法 の 適 用 基 準

### 災害救助法の目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

### 災害救助法の適用の考え方

災害救助法は、①市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による被害等が法で定める適用基準に該当し、かつ②被災者が現に救助を要する状態にあるときに知事が適用する。

### 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用については、都道府県知事が災害救助法施行令第1条第1項の基準により、被災者が現に救助を要する状態であるか確認のうえ、適用の適否を判断する。

#### 1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 当該市町村の区域内の人口に応じ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合

令別表第1（第1条第1項第1号関係）

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

- (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じ別表2に示す数以上であって、当該市町村の区域内の東世帯数が、その人口に応じ別表3に示す数以上であること。

令別表第2（第1条第1項第2号関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満		1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500 "
2,000,000 "	3,000,000 "	2,000 "
3,000,000 "		2,500 "

令別表第3（第1条第1項第2号関係）

市町村区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

- (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ別表4に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

令別表第4 (第1条第1項第3号前段関係)

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	5,000 世帯
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000 "
2,000,000 " 3,000,000 "	9,000 "
3,000,000 "	12,000 "

- (4) 災害が隔離した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。(第1条第1項第3号後段)
- 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(基準府令第1条)

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき(令第1条第1項第4号)

- 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(基準府令第2条第1号)
- 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(基準府令第2条第2号)

【参 考】

平内町災害救助法適用基準一覧表

人 口 (平成22年4月1日現在)	全 壊 全 焼 流 出	半 壊 半 焼	床 上 浸 水	県の住家滅失世帯が 1,500世帯以上に達し た場合
12,363人	40世帯以上	80世帯以上	120世帯以上	20世帯以上

滅失世帯数算出基準

区 分	算定基準
全 壊、全 焼、流出世帯	1 世帯
半 壊、半 焼	1 / 2 世帯
床上浸水、土砂堆積	1 / 3 世帯

## 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表

その1

平成27年8月17日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受けている者及び災害により被害を受けるおそれのある者  ※原則として学校、公民館等の既存建物を充てることとするが、これらの適当な建物を得難いときは、仮小屋を設置し、又は天幕を設営してこれに充てる。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内  (加算額) 冬季は別途加算可  高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における平常時に要すると認められる額を加算。	災害発生の日から 7日以内	対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費。
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者。	1人 1日当たり 1,080円以内 ※1人平均かつ3食という意味である。	災害発生の日から 7日以内	1. 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。 2. 被害者が一時縁故地等に避難する場合においては、3日分以内の炊き出しその他による食品を現物により支給。
飲料水の供給	災害のため現に飲料水を得ることができない者。	飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、当該地域において平常時に必要と認められる額	災害発生の日から 7日以内	災害により現に飲料水を得ることができないかどうか判断基準であるので、住家の被害は問わない。
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むのが困難な者。	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 費用の限度額は別記のとおり。	災害発生の日から 10日以内	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、現物をもって行う。

その2

救助の 種 類	対 象		費用の限度額				期 間	備 考
	区 分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯		
被服、寝 具その 他生活 必需品 の給与 又は貸 与	全壊全焼 流 失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
		冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
	半壊半焼 床上浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
		冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500
生業に 必要な 資金の 貸与	住家が全壊し、全焼し、 又は流失し、災害のため生業の手段を失った 世帯。		1 生業費 一世帯当たり 30,000 円 2 就職支度金 一世帯当たり 15,000 円			災害発生 の日から 1か月以 内	1 貸付期間 2年以内 2 利子 無利子 3 保証人 確実な者1 人以上による 連帯保証人	
学用品 の給与	災害により住家の全 壊、全焼、流失、半壊、 半焼又は床上浸水によ り学用品を喪失し、又 は損傷し、就学上支障 のある小学校児童、中 学校生徒及び高等學校 等生徒。		1 教科書、正規の教材につ いては実費 2 文房具及び通学用品につ いては 小学校児童 4,200 円以内 中学校生徒 4,500 円以内 高等学校等生徒 4,900 円以内			災害発生 の日から (教科 書) 1か月以 内、(そ 他の学 用品 15日以内	1 幼稚園児、専門 学校生、大学生は 対象外。 2 通学途中又は学 校や近所の親類宅 等で被災した場合 なども必要と認め られれば支給して 差し支えない。	
医療	災害により医療の途を 失った者。  ※医療は救護班によっ て行う。ただし急迫し た事情があり、かつ、 やむを得ない場合にお いては、病院又は診療 所において医療を行う ことがある。		1 救護班：使用した薬剤、 治療材料、破損した医療器 具等の修繕費等の実費 2 病院又は診療所：国民健 康保険の診療報酬の額以内 3 施術者：協定料金の額以 内			災害発生 の日から 14日以内	1 災害により医療 の途を失った者で あれば、医療が必要 となった理由が 災害によるものか 否かは問わない。 2 被災地であって も通常の保険診療 等による医療が行 われている場合に は、法による医療 を実施する必要は ない。	

その3

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者。	1 救護班：使用した衛生材料費等の実費 2 助産師：慣行料金の100分の80以内の額	災害発生の日から7日以内	1 災害により助産の途を失った者であれば、被災者であるか否かを問わない。 2 被災地であっても通常の保険診療等による医療（産婦人科）が行われている場合には、法による救助を実施する必要はない。
被災者の救出	被災者の救出は、災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。	舟艇その他救出のための機械器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域において平常時に要すると認められる額。	災害発生の日から3日以内（死体の捜索の場合は10日以内）	1 通常、3日間経過以降は「死体の捜索」に移行。 2 人の救出に限定される。財産はもとより救出される者が大切にしている愛玩具や動物等も対象とならない。
死体の捜索・処理	災害の際死亡した者に、肢体に関する処理（埋葬を除く）をする ※死体の捜索については、被災者の救出を参照	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり3,400円以内 2 死体の一時保存 死体一時収容施設利用時通常の実費 上記が利用できない場合 1体当たり5,300円以内 3 検案：救護班以外は当該地域の慣行料金以内	災害発生の日から10日以内	死体の一時保存で既存施設利用の場合は、借上げ費。既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費。
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度に行う。	1体当たり 大人（12歳以上） 208,700円以内 小人（12歳未満） 167,000円以内 埋葬に当たっては、棺又は棺材等の現物を埋葬を実施する者に支給する。	災害発生の日から10日以内	1 被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る。 2 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

その4

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。	1 費用の限度額：1戸当たり平均2,621,000円以内 2 住宅の規模：1戸当たり平均29.7㎡（9坪） 3 集会施設の設置：おおむね50戸に1施設設置可	災害発生の日から20日以内に着工	1 救助期間は完成の日から最長2年3月。（「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能。 2 応急仮設住宅の設置に代えて、民間賃貸住宅の借上げによる供与も可能である。
住宅の応急修理	1 災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者（所得制限あり）。 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者。	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、 1世帯当たり567,000円以内	災害発生の日から1か月以内に完了	1 1世帯当たりの平均ではなく各世帯ごとの基準額となる。 2 「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない。
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者。	1世帯当たり134,300円以内（対象世帯の平均で当該金額以下であれば構わない）	災害発生の日から10日以内	1 ローフ、スコップその他障害物除去のために必要な機械、器具等の借上げ費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費。 2 「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。 3 障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とならない。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できるのは、右に掲げる場合とする。	当該地域における平常時に要すると認められる額。	当該救助の実施が認められる期間内	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分

- 1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するものに対する実費費用弁償のため支出できる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

職種	日当	時間外勤務手当	旅費
医師・歯科医師	23,900円以内	1人1時間当たり左に定める限度額の1/7.75に相当する額に、125～150/100までの範囲内で知事が定める割合（午後10時から翌日の午前5時までの間に業務に従事した場合は、その割合に25/100を加算した割合）を乗じて得た額に従事した時間が1箇月において60時間を超えた場合にあつては、その60時間を超えて従事した時間に対して150/100（午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した場合にあつては、175/100）を乗じて得た額）以内の額。	1. 車賃
薬剤師・診療放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技士・歯科衛生士	15,800円以内		1 kmにつき 25円
保健師・助産師・看護師・准看護師	16,400円以内		2. 宿泊料
救急救命士	14,500円以内		1夜につき 9,800円
土木技術者・建築技術者	16,400円以内		3. 旅行雑費
大工	20,500円以内		1日につき 1,200円
左官	20,700円以内		
とび職	19,200円以内		

- 2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者に対する実費費用弁償のため支出できる費用は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3を加算した額以内とする。

## 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）

### 1 目的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

### 2 適用基準

(1) この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により被災世帯が次の世帯数以上に達したときに行うものとする。

ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は2分の1世帯、床上浸水した場合の世帯は3分の1世帯とみなす。

人 口		被災世帯数
	2万人未満	20世帯以上
2万人以上	5万人未満	30世帯以上
5万人以上	10万人未満	40世帯以上
	10万人以上	50世帯以上

(2) (1) の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

### 3 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与することとし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和30年4月19日、青森県規則第40号）第2条第1項に定める別表1の三の3の基準とする。

### 4 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

### 附 則

この要綱は昭和53年8月17日から適用する。

## 青 森 県 水 道 災 害 相 互 応 援 協 定

(相互応援)

第1条 市町村は、非常災害の発生により水道施設に災害を受けた場合の早期復旧と運搬給水等住民に対する飲料水の供給の確保を図るための必要な措置を講ずるため相互に応援するものとする。

(水道災害救援本部)

第2条 前条の応援事務を迅速かつ適切に行うため青森県水道災害救援本部（以下「救援本部」という。）を設ける。

2 救援本部は、青森県環境保健部生活衛生課内に置く。ただし、災害が発生した場合は、その災害の態様によって被災現地に置くことができる。

第3条 救援本部は、救援本部長及び救援本部員をもって組織する。

2 救援本部長は、青森県環境保健部長とする。

3 救援本部員は、次の各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 青森県環境保健部生活衛生課長
- (2) 青森市水道事業管理者
- (3) 弘前市水道部長
- (4) 八戸圏域水道企業団企業長

第4条 救援本部は、被災市町村の水道災害の救援事務を総理する。

2 救援本部は、救援本部長の命により当該市町村の責任者と協議し被災現地の水道災害の救援の指揮にあたるものとする。

第5条 被災市町村の水道災害対策責任者は、救援本部長に対し応援隊の派遣の要請をするときは、電話その他の方法により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 必要とする職種別要人数、機械器具及びその数
- (3) 応援隊及び機械器具等を受領する場所
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 救援本部長は、前条の規定により応援隊の派遣の要請を受けたときは、その被害の状況、地域等を考慮してただちに被災現地の指揮者を任命し、又は応援隊の派遣の指示をするものとする。

2 前項の規定により救援本部長から応援隊の派遣の指示を受けた水道事業責任者は、ただちに応援態勢をととのえ、被災現地の指揮者の応援要請に万難を排して応ずるものとする。

3 前項の規定により応援隊を派遣したときは、ただちにその出発時刻、出動人員、機械器具の数字及び予定到着時刻等を被災現地の指揮者に通知するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第7条 応援に要した費用については、原則として次の各号の基準によるものとする。

ただし、当該市町村双方の協議によりこれを変更することができる。

- (1) 応援隊の職員の派遣に要した人件費及び旅費並びに機械器具の貸出料は、応援をした市町村の負担とする。
- (2) 応援資材の費用は、消耗的なものに係る費用を除き被災側の市町村の負担とする。
- (3) 工事及び資材等業者の提供したものに係る費用は、被災側の市町村の負担とし、その負担に当たっては歩掛り等について十分に考慮するものとする。

(事務局)

第8条 救援本部の事務を処理するため、救援本部事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置き、青森県環境保健部生活衛生課の職員及び日本水道協会青森県支部の職員のうちから救援本部長が委嘱する。

3 事務局長は、救援本部の命を受け、局務を掌理する。

(この協定に定めるもののほか必要な事項)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、救援本部長が定める。

## 青森県水道災害相互応援協定細則

(趣旨)

第1条 この細則は、青森県水道災害相互応援協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき水道災害相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(水道災害対策の樹立)

第2条 協定第6条第1項の規定に基づき救援本部長から被災現地の指揮を命ぜられた者は、ただちに被災市町村に直行し、当該水道災害対策責任者と協議して現地の情勢に応じた対策をたてるものとする。

(現地指導技術者としての職員の派遣の要請)

第3条 被災現地の指揮者は、前条の対策を遂行するため必要があると認められるときは、各市町村の水道事業者に対し、現地指導技術者として職員の派遣を要請することができる。

(水道事業者及び水道工事業者に対する救援要請)

第4条 被災現地の指揮者は、第2条の対策を遂行するため、あらかじめ登録された水道事業者及び水道工事業者に対して、技術者及び配管技工の救援要請並びに資材、機械器具、運搬給水器具等の現地搬入要請をすることができる。

(応援隊の完全装備)

第5条 協定第6条第2項及びこの細則第3条の規定に基づき応援要請を受けた職員は、安全作業態勢の服装をととのえ、食糧、天幕、寝袋（毛布）、電灯、工具一式、その他衣類日用品等を携行するものとする。

(水道災害対策関係資料の作成及び配布)

第6条 事務局長は、毎年4月及び10月に各市町村の緊急備蓄資材表及び運搬給水器具並びに水道事業者及び工事業者作業能力調査表を作成し、各市町村に配布するものとする。

2 事務局長は、第3条に規定する現地指導技術者については、あらかじめその名簿を作成して置かなければならない。

(その他の事項)

第7条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、救援本部長が定める。

附 則

この細則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和57年9月1日から施行する。

## 消 防 相 互 応 援 協 定 書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、災害の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて、住民の安心、安全を図るため、市町村の消防の相互の協力体制を確立し、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、青森市、黒石市、五所川原市、十和田市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、中泊町、藤崎町、板柳町及び七戸町（以下「関係市町村」という。）とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定における災害の範囲は、火災、その他の災害及び救急・救助業務で応援活動を必要とするもの（以下「災害」という。）とする。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援の種別は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通応援 関係市町村に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地在市町村長（一部事務組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合をいう。）が事務（消防団に関する事務を含む。）を行う場合にあつては、当該一部事務組合の管理者。以下同じ。）の要請を待たずに出動する応援

(2) 特別応援 関係市町村の区域内に災害が発生した場合に、発生地在市町村長の要請に基づいて出動する応援

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、災害発生地在市町村長から電話等の方法により、次の事項を明確にして応援側市町村長に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生日時及び場所並びに災害の状況

(3) 要請人員、車両等の種別並びに資機材等の種別及び数量

(4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所

(5) その他の必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側市町村長は必要事項を速かに受援側市町村長に通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村長は、管轄区域内の消防活動に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援側市町村長は、応援隊の派遣を決定したときは、出発時刻、出動人員、車両等の種別、資機材等の種別及び数量並びに到着予定時刻その他の必要事項を受援側市町村長に通報するものとする。

3 前条第1項の規定による応援要請に応じることができない場合は、その旨を速かに受援側市町村長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援側市町村（一部事務組合が事務（消防団に関する事務を含む。）を行う場合にあつては、当該一部事務組合。以下同じ。）の消防庁及び消防団長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援側市町村の消防長又は消防団長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、自隊の活動状況等について速かに現場指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要した費用については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次の区分により負担するものとする。

- (1) 車両等又は資機材等の燃料費(補給燃料を除く。)及び小破損の修理費用 応援側市町村
- (2) 消防職(団)員の手当等に関する費用 応援側市町村
- (3) 消防職(団)員の負傷、疾病又は死亡による災害補償等の費用 応援側市町村
- (4) 消防職(団)員の重大な過失により第三者に与えた損害の賠償に関する費用 応援側市町村
- (5) 消防職(団)員の出勤又は帰路途上において発生した事故の損害賠償に関する費用 応援側市町村
- (6) 前各号に該当しない費用 受援側市町村

2 前項の区分について疑義が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、別途協議のうえ定める。

附 則

- 1 この協定は、平成18年9月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するために、本書20通を作成し、協定者が記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

平成18年8月25日

協 定 者

市町村長等 氏 名  
(連 署)

## 大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定書

(趣旨)

第 1 条 この協定は、青森県内のいずれかの市町村で地震等による大規模災害が発生した場合において、被災市町村が他の市町村に対し応援を要請する際の手続その他災害時の相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援地区の設置)

第 2 条 青森県内を別表第 1 のとおり 6 つの応援地区に分け、原則として応援地区を単位として被災市町村からの応援要請に応じるものとする。

2 前項の応援地区ごとに応援調整市及び代理応援調整市町を置き、被災市町村はその属する応援地区の応援調整市に対して応援を要請するものとする。ただし、当該応援調整市が被災した場合は、代理応援調整市町へ応援を要請するものとする。

3 応援調整市又は代理応援調整市町が行う応援調整は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村との連絡及び情報収集
- (2) 被災市町村が必要とする応援内容の取りまとめ並びに応援地区間の連絡及び物資調整
- (3) 他の応援調整市への応援要請
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、被災市町村の応援に関し必要な事項

(応援内容)

第 3 条 被災市町村が要請できる応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、大規模災害時の応急措置活動で特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第 4 条 被災市町村は、応援調整市に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話連絡等により要請を行うとともに、後日、応援を実施した市町村に対し、速やかに様式第 1 号により文書を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第 2 号から第 4 号までに掲げる物の品名、数量等
- (3) 前条第 5 号に掲げる職員の職種別人員数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 応援調整市は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援地区内の市町村と連絡をとり、応援地区における応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知する。

3 応援人員、応援物資等の搬送は、応援を実施する市町村が行うものとする。

(他地区への応援要請)

第 5 条 被災市町村から要請を受けた応援地区のみでは被災市町村の要請に対応できない場合があつて

- は、応援調整市は、別表第2に定める応援順位に従い、他の応援地区に応援を要請するものとする。
- 2 応援調整市及び代理応援調整市町が被災した場合は、被災市町村は別表第2に定める応援順位に従い他の応援地区に応援を要請するものとする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、別表第2に定める応援順位に属する地区が災害等により応援実施が困難な場合にあつては、応援調整市は応援調整順位に属さない地区に応援を要請することができるものとする。

(自主応援)

- 第6条 市町村は、大規模災害が発生したことが明らかな場合で、被災市町村との連絡が取れないとき又は要請を待つ暇がないと認めるときは、第4条の規定にかかわらず、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。
- 2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめその属する応援地区の応援調整市に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

- 第7条 第4条及び前条の規定に基づき実施した応援に要した経費負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 応援側の負担する経費
    - イ 機械器具等の燃料費（補給燃料を除く。）及び小規模破損の修理費
    - ロ 応援人員の手当等に関する経費
    - ハ 応援人員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金
    - ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害賠償費
    - ホ 応援人員の災害地への出勤又は帰路途上において発生した事故における損害賠償費
  - (2) 要請側が負担する経費 前号に定める経費以外の経費
- 2 被災市町村が、前項第2号の経費を支弁する暇がない場合にあつては、応援を実施した市町村に対し費用の一時支払いを要請できるものとする。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

- 第8条 本協定の運営に関する事務局は青森市に置く。

(担当者及び備蓄状況の報告)

- 第9条 応援調整市は、毎年度4月末日までに、その属する応援地区内の市町村の本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を調査の上、様式第2号及び様式第3号により、事務局に報告するものとする。
- 2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これらを取りまとめの上、各応援調整市にその内容を報告するものとし、応援調整市は、当該報告内容をその属する応援地区内の市町村へ報告するものとする。

(協議事項)

- 第10条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成18年9月 日から施行する。  
(大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定の廃止)
- 2 大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定（平成8年1月17日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書を40通作成し、市町村がそれぞれ押印の上、各自1通を所持する。

平成18年9月29日

協 定 者

市町村長等 氏 名  
(連 署)

別表第1（第2条関係）

応援地区名	応援地区に属する市町村	応援調整市	代理応援調整市町
東青地区	青森市、外ヶ浜町、今別町、蓬田村	青森市	外ヶ浜町
中弘南黒地区	弘前市、黒石市、平川市、大鰐町、藤崎町、田舎館村、西目屋村	弘前市	黒石市
西北五地区	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、板柳町、鶴田町、中泊町、深浦町	五所川原市	つがる市
上十三地区	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、東北町、 <b>平内町</b> 、六戸町、横浜町、六ヶ所村	十和田市	三沢市
下北地区	むつ市、大間町、風間浦村、佐井村、東通村	むつ市	大間町
三八地区	八戸市、おいらせ町、五戸町、三戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	八戸市	おいらせ町

別表第2（第5条関係）

被災市町村の 属する地区	応援地区		
	第1順位	第2順位	第3順位
東青地区	中弘南黒地区	西北五地区	上十三地区
中弘南黒地区	西北五地区	上十三地区	東青地区
西北五地区	東青地区	中弘南黒地区	上十三地区
上十三地区	三八地区	下北地区	中弘南黒地区
下北地区	上十三地区	東青地区	三八地区
三八地区	上十三地区	中弘南黒地区	東青地区

年 月 日

（応援市町村長） 様

（応援要請市町村長）

大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定に基づく応援要請

標記について、次のとおり応援を要請します。

1 被害の種類及び状況	被害の種類	地震被害、津波被害、風水害、その他（ ）
	被害の状況	
2	協定第3条第1項第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等	
3	協定第3条第1項第5号に掲げる職種別人員数	
4	応援場所及び応援場所への経路	
5	応援の期間	
6	その他上記以外に必要な事項	

## 青森県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、青森県内「以下「県内という。」において大規模な災害等が発生した場合に、県内の応援隊（以下「応援隊」という。）を編成し、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的として、県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定める。

(対象災害)

第2条 この協定は、次に掲げる災害のうち応援活動を必要とするものを対象とする。

- (1) 大規模な地震又は風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、構想建築物火災又は危険物施設等の大規模な火災
- (3) 武力攻撃による災害
- (4) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (5) 航空機、船舶又は列車事故等の集団救急救助事故
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災等の災害又は救急救助業務を必要とする事故のうち応援が必要と判断されるもの。

(応援及び区域)

第3条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関によるものとし、応援の区域は県内全域とする。

ただし、消防団の応援については、地域の実情に応じて行い、その出勤については消防長又は消防署長の命令によるものとし、この協定は経費負担に関する事項を除き、適用しない。

(地域ブロックの区分及び代表消防機関等)

第4条 この協定の区域は、次に掲げる地域ブロックに区分する。

- (1) 青森地域ブロック  
青森地域広域事務組合消防本部管内、北北上北広域事務組合消防本部管内、  
下北地域広域行政事務組合消防本部管内
  - (2) 弘前地域ブロック  
弘前地区消防事務組合消防本部管内、五所川原地区消防事務組合消防本部管内、  
つがる市消防本部管内、鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部管内
  - (3) 八戸地域ブロック  
八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部管内、十和田地域広域事務組合消防本部管内、  
三沢市消防本部管内、中部上北広域事業組合消防本部管内
- 2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関、代表消防機関代行及び地域ブロック代表消防機関を次のとおり定める。
- なお、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合においては、代表消防機関代行がその任務を代行するものとする。
- (1) 代表消防機関  
青森地域広域事務組合消防本部
  - (2) 代表消防機関代行  
ア 弘前地区消防事務組合消防本部  
イ 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部
  - (3) 地域ブロック代表消防機関

- ア 青森地域ブロック：青森地域広域事務組合消防本部
- イ 弘前地域ブロック：弘前地区消防事務組合消防本部
- ウ 八戸地域ブロック：八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

(応援隊の登録)

第5条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊等をあらかじめ登録するものとする。

(報告及び連絡調整等)

第6条 第2条に規定する災害が発生した市町村等の長は、代表消防機関及び県防災消防課に対して災害の状況について報告し、消防応援活動に関する必要な連絡調整及び支援等を求めるものとする。

(応援要請)

第7条 この協定に基づく応援要請は、第2条に規定する災害が発生した被災地の市町村等の長（以下「受援側の長」という。）が、当該被災地の市町村等の消防力を考慮して消防の応援が必要であると判断した場合は、次に掲げる区分により、他の市町村等の長（以下「応援側の長」という。）に対し、消防代表機関を通じて、応援要請を行うものとする。

(1) 第1要請

同一地域ブロック内の市町村等に対する応援要請

(2) 第2要請

他地域ブロックの市町村等に対する応援要請

(3) 第3要請

県内全域の市町村等に対する応援要請

2 代表消防機関は、前項に規定する応援要請があった場合には、県防災消防課に対して必要な事項を報告するとともに、受援側の長と応援隊編成等の調整を行うものとする。

3 応援側の長は、第2条に規定する災害が発生したことが明らかな場合において、受援側の長と連絡が取れないとき又は第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たず応援隊等を出動させることができる。

4 前項の規定により応援を行おうとする応援側の長は、属する地域ブロック代表消防機関及び代表消防機関と応援出動に関する必要な事項について、十分な連絡調整を行った後に出動するものとする。

(応援出動準備体制)

第8条 各市町村等は、災害の規模に照らし出動が予想される場合には、速やかに管内の被害状況を確認後、応援隊としての出動の可否を代表消防機関及び地域ブロック代表消防機関に報告するとともに、出動の準備を行う。

(応援隊の派遣等)

第9条 応援要請を受けた応援側の長は、応援側の市町村等の消防力に支障が生じるなど特別な理由がない場合のほか、応援隊を出動させるものとする。

2 応援側の長は、第7条の規定により、応援隊を派遣する場合、属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に対して、出動対数、出動隊員数、無線の呼称等必要な事項について、報告するものとする。

3 代表消防機関の長は、応援隊の派遣が決定した場合は、速やかに受援側の長に対してその旨を連絡し、併せて県防災消防課に報告するものとする。

4 県防災消防課は応援隊の派遣が決定した場合には、災害の概要、応援隊派遣規模等を消防庁へ報告するものとする。

5 応援側の長は、応援隊を派遣することができない場合は、その旨を速やかに属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に報告するものとする。

(先遣隊の派遣)

第10条 先遣隊は、後続する応援隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とし、応援隊出動決定後、原則として受援側の長の属する消防本部へ迅速に先遣出動するものとする。

(応援隊の指揮)

第11条 応援出動した応援隊は、法第47条の規定に基づき受援側の長の指揮の下に行動するものとする。

(指揮体制)

第12条 県大隊長は代表消防機関の職員をもってこれに充てる。県大隊長は原則として被災地消防本部において、受援側の長の指揮の下、応援隊を統括し活動の管理を行うものとする。

(応援隊の引揚げ)

第13条 受援側の長は、応援隊の活動報告及び市町村災害対策本部の調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における応援隊の活動終了を判断するものとし、県大隊長、県代表消防機関及び県防災消防課に電話及びファクシミリ等により速やかに連絡するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要した経費については、法令等に定めのある場合を除き、次によるものとする。

(1) 受援側の負担

- ア 現地における車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食糧費
- ウ 科学消火薬剤等の資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害の賠償費等  
ただし、応援側の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は除く。

(2) 応援側の負担

- ア 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料を除く。）
- イ 車両及び機械器具の修理費
- ウ 旅費及び出動手当等の人件費
- エ 工房災害補償に要する経費
- オ 受援側との間の移動中、第三者に与えた損害の賠償費等

(3) 前2号以外に係る経費は、当事者間において協議し、決定するものとする。

(4) 経費負担について、疑義が生じた場合は、関係する市町村等において協議の上、決定するものとする。

(5) 応援側の長は、受援側の負担とされる経費を受援側の長に直接請求するものとする。

(他協定との関係)

第15条 この協定は、市町村等の長が、法第39条に基づき締結している消防の相互応援に関する他の協定を妨げるものではない。

(連絡会議)

第16条 協定事務の円滑な推進を図るため、消防機関及び県防災消防課において連絡会議を開催することができる。

なお、連絡会議は概ね次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 市町村等の消防現勢、消防事象、特殊災害の資料等の交換に関すること。
- (3) 市町村等間の消防訓練に関すること。
- (4) 警棒技術に関すること。
- (5) 消防用資機材の開発及び研究資料の交換等に関すること。

(6) その他必要な事項

(委任)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項は、各消防本部の消防長が協議決定するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第18条 市町村の合併、消防の広域化等により協定市町村等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町村等については、特段の申出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

(疑義の協議)

第19条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定市町村等の長が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 平成5年2月25日締結の「青森県消防相互応援協定」は、平成28年2月29日付けをもって廃止する。

平成28年2月24日

協 定 者

市町村長等 氏 名  
(連 署)

資料 6 7 災害等発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定書（平内町内郵便局・青森西郵便局）

災害等発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の  
相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定書

平内町（以下「甲」という。）と平内町内郵便局及び青森西郵便局（以下「乙」という。）は、平内町内に発生した地震その他による災害時の対応、平常時における高齢者等の見守り活動及び道路損傷等発見時の対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を定める。

（定義）

第 1 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に定める災害をいう。
- (2) 高齢者等見守り活動とは、平内町内に居住する高齢者等が安心して暮らし続けるために必要な活動をいう。
- (3) 道路損傷等発見時の対応とは、平内町内の道路損傷等の情報提供により、交通事故等の未然防止を図り、道路交通の安全・安心を確保するための活動をいう。
- (4) 不法投棄発見時の対応とは、平内町内の不法投棄に係る情報提供により、生活環境及び自然環境の保全に寄与するための活動をいう。

（活動地域）

第 2 条 この協定による活動の対象地域は平内町内とし、乙が日常的に業務を行う地域とする。

（災害時の協力事項）

第 3 条 甲及び乙は、平内町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供  
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難者リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
  - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
  - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（注）
- (6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項  
（注）避難者情報確認シート※（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

※別添 1,2

2 前項に規定する協力事項に対して、協力をした者が要した経費については、法令その

他に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ協力要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

- 3 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

(見守り活動の協力事項)

第4条 乙は、平内町内における日常の業務を遂行中、高齢者等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、業務に支障のない範囲で、速やかに甲に連絡、通報（以下「通報」という。）するものとする。

なお、特に緊急を要するときには、乙は消防又は警察に通報するものとする。

- 2 前項に係る経費は乙の負担とする。
- 3 甲は、通報を受けた場合には、速やかに関係機関と連携して、対象者の安否確認等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 甲は、本協定の趣旨を広報するなど、乙の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。
- 5 乙は、平内町内において見守り活動を実施するにあたり、協力可能な体制の整備を行うものとする。
- 6 乙は、業務従事者に対し、この協定の趣旨を周知し、円滑に見守り活動が行われるように努めるものとする。

(道路損傷等の情報連携事項)

第5条 乙は、日常業務を遂行する中で、次の各号に掲げる事項を発見した場合は、業務に支障のない範囲で甲に連絡するものとする。

- (1) 道路の陥没や段差損傷等
- (2) 不法投棄等

- 2 前項に係る経費は乙の負担とする。
- 3 甲は、乙から連絡を受けた場合は、速やかに現地を確認し、必要な措置を講ずることとする。

(免責)

第6条 乙は、第4条及び第5条の規定による活動を行うことができなかった場合であっても、住民に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

(情報等連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、各種情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災会議・防災訓練への参加)

第8条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が開催する防災会議及び防災訓練に参加するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者、甲においては、災害等発生時には平内町総務課長、高齢者等見守り活動については、平内町福祉介護課長、道路損傷箇所発見時には、平内町地域整備課長、不法投棄発見時には、平内町町民課長、乙においては小湊郵便局

長とする。

- 2 本協定を円滑に遂行するため、毎年度初め及び担当者交代時に緊急時の連絡先電話番号等を確認するものとする。

(協定の効力及び更新)

第11条 この協定の有効期限は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

(その他)

第13条 この協定の締結に伴い、平成11年3月1日平内町内の郵便局、平内町間の協力に関する覚書は、その効力を失う。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙双方が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年10月5日

甲 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63番地  
平内町長

乙 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊51番地

日本郵便株式会社  
平内町内郵便局代表 小湊郵便局長

青森県青森市石江岡部48-1  
日本郵便株式会社  
青森西郵便局長

別添1(平内町用)

No.

### 避難者情報確認シート(避難先届)

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役場の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

(※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。)

【お問合せ先】 平内町役場

電話： 017 - 755 - 2111

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所 (アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください)

[ \_\_\_\_\_ ]

◎ 郵便物の配達について(いずれかを○でお囲みください)

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

[ \_\_\_\_\_ ]

・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
氏名⑤	(姓)	(名)	
事業所名			

別添 2(郵便局用)

No.

## 避難者情報確認シート(避難先届)

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

(※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。)

【お問合せ先】 小湊郵便局

電話： 017 - 755 - 3060

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所 (アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください)

[ \_\_\_\_\_ ]

◎ 郵便物の配達について(いずれかを○でお囲みください)

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

[ \_\_\_\_\_ ]

・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
氏名⑤	(姓)	(名)	
事業所名			

## 災害発生時等における「平内町」と「平内町土木協同組合」 との応援・協力等に関する協定書

(趣旨)

第1条 平内町(以下「甲」という。)の区域において災害が発生した場合、甲が平内町土木協同組合(以下「乙」という。)に対し、応援を要請する応急処置等を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(応援事項)

第2条 甲が乙に応援を要請する応急処置等は、次のとおりとする。

- (1) 応急処置等を行うに当たって必要とする情報の収集及び提供
- (2) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及び斡旋
- (3) 応急活動に必要な人員の派遣
- (4) 応急活動に要する資機材、物資の提供及び斡旋
- (5) 前号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 甲は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又はその他の通信手段により迅速に要請を行うとともに、後日文書をもって乙に速かに通知するものとする。但し、軽微な応援要請については、文書の提出を省略できる。

- (1) 災害の種類及び状況
- (2) 前条に掲げる協力事項の内容
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第4条 乙は、大規模災害が発生したことが明らかな場合で、甲との連絡がとれないとき又は要請を待ついとまがないと認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として乙の負担とする。但し、経費が高額に及び、乙の本来業務に支障が生ずる恐れのある場合は、甲乙協議して負担額を決定する。

(実施期間)

第6条 この協定の実施期間は、締結の日から平成18年3月31日までとする。但し、期間満了の1ヶ月前までに書面による解約の申出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(その他)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

2 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成17年3月8日

甲 平内町長

乙 平内町土木協同組合 理事長

## 災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等 を使用することに関する協定書

(趣旨)

第 1 条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、平内町（以下「甲」という。）が、社会福祉法人宏仁会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この協定において「要援護者」とは、乙の施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に甲が指定した避難施設での生活が著しく困難であり、特別の援護が必要であると認められる者をいう。

(施設の使用の要請及び受諾)

第 3 条 甲は、居宅での居住が困難となった要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第 4 条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 乙の所有する社会福祉施設のうち、要援護者の避難に適した施設
- (2) 前号に準ずる施設

(手続等)

第 5 条 甲は、第 3 条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第 6 条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第 7 条 甲は、要援護者に係る日常生活、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第 8 条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第 9 条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第 10 条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して決定する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年5月6日

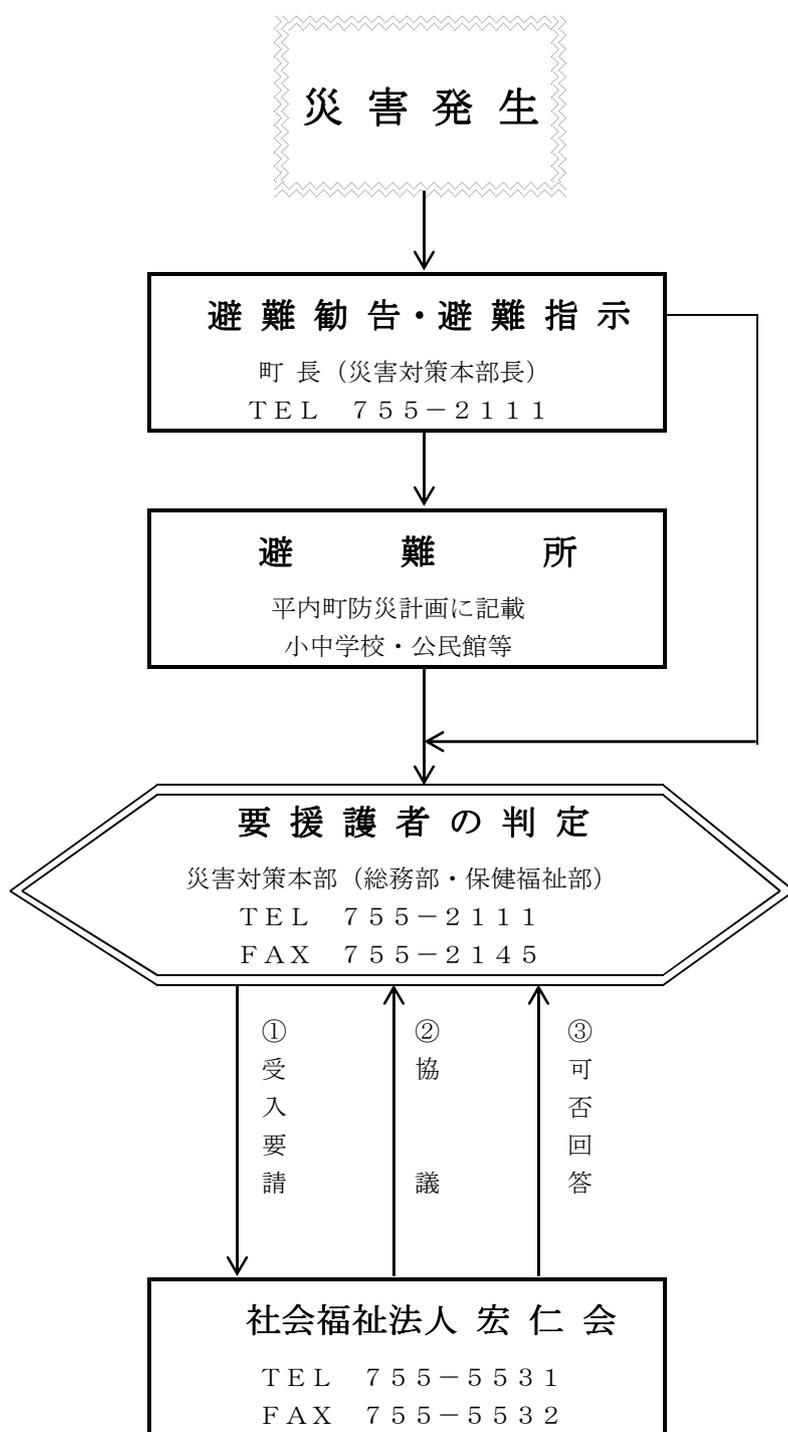
(甲) 平内町長

(乙) 社会福祉法人 宏仁会 理事長

災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書の解釈基準

条 項	解 釈 の 基 準
第1条第1項 (避難を余儀なくされた場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居喪失、倒壊等により居住できなくなった場合。</li> <li>・介護者が死亡、負傷等により自宅で介護できない場合。</li> <li>・その他これに準ずると認められる場合。</li> </ul>
第3条第2項 (できる限り受託)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所基準該当者について定員を超えて受け入れること。</li> <li>・ショートステイ利用該当者について、可能であれば定員を超えて受け入れること。</li> </ul>
第6条第1項 (自施設への移送)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合がある。</li> </ul>
第7条第2項 (介護支援者の確保)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師、介護員等、災害発生直後においては、ボランティアの中からできる限り資格のある者を募り配置する。</li> </ul>
第8条第1項 (経費の負担)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の負担については、乙の社会貢献活動の一環とする。ただし、必要な場合は要した経費、その他の事情等を勘案し甲乙協議する。</li> </ul>
第9条 (受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れ可能人員（定員を超えて受け入れることができる人員）</li> <li>・施設で確保できる支援者数（各法人の現状のボランティア数からの推定数）</li> <li>・必要物資等（受入れ人員から想定して必要となる物資等の数量）</li> </ul>
第9条 (あらかじめ協議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面等により協議する。</li> </ul>
第11条 (疑義の解決)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疑義の協議事項は、文書により残すものとする。</li> </ul>

災害時に要援護者の避難施設として民間福祉施設等を使用することに関する協定書に係る社会福祉法人宏仁会との連絡網



## 災害発生時等における相互協力に関する協定書

平内町（以下「甲」という。）とマックスバリュ東北株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害発生時等における相互協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等における町民生活の早期安定を図るため、甲と乙とが相互に協力し、円滑な救援活動を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（物資の供給要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができるものとする。

（1）平内町において地震、風水害及びその他の原因による災害（以下、「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）平内町外の災害救助等のため、青森県又は他の市町村から物資の調達のあっせんを要請され、甲がこれを受諾したとき。

（3）その他甲が特に必要と認めるとき。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙の可能な範囲で次に掲げる物とする。

（1）食料品

（2）衣料品

（3）日用品

（4）その他乙が供給可能な物資

（要請手続）

第4条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項について速かに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の受け取り）

第6条 物資の受け取り場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は当該場所において、要請に係る物資を確認のうえ乙からこれを受け取るものとする。

なお、甲は必要に応じて乙に対し物資運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給した物資の代金及びその他の必要経費については、甲が負担するものとする。

（物資の価格）

第8条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生する直前の価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（報告）

第9条 この協定の確実な実行を図るため、甲は、乙に対して必要に応じ物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

（生活物資の安定供給）

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、事業の継続並びに早期再開をもって生活物資の高騰等の防止を図り、町民生活の早期安定に寄与するよう町民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時における物価の高騰等の防止を図るため、協力して町民に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

(その他の協力事項)

第11条 甲及び乙は、平内町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じたときは、相互に協力を要請することができるものとする。

(1) 甲が実施する事項

- ア. 甲が所有し又は管理する施設及び用地を物資集積場所等として提供すること
- イ. 乙の事務所所在地等への連絡員の派遣

(2) 乙が実施する事項

- ア. 乙が所有し又は管理する施設及び用地を避難場所等として提供すること
- イ. 甲が設置する災害対策本部等への連絡員の派遣

(3) 甲及び乙が実施する事項

- ア. 甲又は乙が収集した町内の被災状況、危険箇所、避難場所等に関する情報の相互提供
- イ. その他被災者への支援活動及び町民生活の早期安定のため必要と認められる事項

(情報等の相互交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の実施期間は、締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに書面による解約の申出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議事項)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年2月26日

甲 平 内 町 長

乙 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役

## 災害発生時等における相互協力に関する協定書

平内町（以下「甲」という。）と株式会社ツルハ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害発生時等における相互協力に関する協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害発生時等における町民生活の早期安定を図るため、甲と乙とが相互に協力し、円滑な救援活動を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（物資の供給要請）

第 2 条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができるものとする。

（1）平内町において地震、風水害及びその他の原因による災害（以下、「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）平内町外の災害救助等のため、青森県又は他の市町村から物資の調達のあっせんを要請され、甲がこれを受諾したとき。

（3）その他甲が特に必要と認めるとき。

（物資の範囲）

第 3 条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙の可能な範囲で次に掲げる物とする。

（1）医薬品

（2）医療用機器

（3）日用品

（4）その他乙が供給可能な物資

（要請手続）

第 4 条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 5 条 乙は、第 2 条の要請を受けたときは、その要請事項について速かに適切な措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の受け取り）

第 6 条 物資の受け取り場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は当該場所において、要請に係る物資を確認のうえ乙からこれを受け取るものとする。

なお、甲は必要に応じて乙に対し物資運搬の協力を求めることができるものとする。

（経費の負担）

第 7 条 乙が供給した物資の代金及びその他の必要経費については、甲が負担するものとする。

（物資の価格）

第 8 条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生する直前の価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（代金の支払い）

第 9 条 乙は、物資の納品後、納品書及び請求書等の関係文書（以下、「請求書等」という。）をもって速やかに代金の請求を行うものとする。

2 甲は、請求書等を受領した日から 30 日以内に、乙の指定口座宛支払いを行うものとする。

3 大規模な災害が発生し、甲の業務遂行に重大な支障が生じたときは、前項の規定にかかわらず、代金の支払いについて甲乙協議のうえ決定するものとする。

（報告）

第 10 条 この協定の確実な実行を図るため、甲は、乙に対して必要に応じ物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

(生活物資の安定供給)

第11条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、事業の継続並びに早期再開をもって生活物資の高騰等の防止を図り、町民生活の早期安定に寄与するよう町民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時における物価の高騰等の防止を図るため、協力して町民に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

(その他の協力事項)

第12条 甲及び乙は、平内町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じたときは、相互に協力を要請することができるものとする。

(1) 甲が実施する事項

- ア. 甲が所有し又は管理する施設及び用地を物資集積場所等として提供すること
- イ. 乙の事務所所在地等への連絡員の派遣

(2) 乙が実施する事項

- ア. 乙が所有し又は管理する施設及び用地を避難場所等として提供すること
- イ. 甲が設置する災害対策本部等への連絡員の派遣

(3) 甲及び乙が実施する事項

- ア. 甲又は乙が収集した町内の被災状況、危険箇所、避難場所等に関する情報の相互提供
- イ. その他被災者への支援活動及び町民生活の早期安定のため必要と認められる事項

(情報等の相互交換)

第13条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の実施期間は、締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに書面による解約の申出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年4月13日

甲 平 内 町 長

乙 株式会社ツルハ 代表取締役

## 資料72 災害発生時における支援協力に関する協定書（株式会社サンデー）

### 災害時における支援協力に関する協定書

平内町（以下「甲」という。）と株式会社サンデー（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

#### （物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

#### （協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

#### （物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- (1) 日用品、衣料品
- (2) その他、甲が指定する物資

#### （要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

#### （物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

#### （費用の負担）

第7条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

#### （物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

#### （避難場所の提供）

第9条 乙は災害時において、乙が所有または管理する駐車場を、一時避難場所として提供するものとする。

#### （改正又は廃止）

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年6月1日

甲：平内町長

乙：株式会社サンデー 代表取締役社長

## 災害等発生時における電力復旧活動の協力に関する協定書

平内町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社青森営業所（以下「乙」という。）は、災害等発生時における電力復旧活動の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、平内町内及びその周辺地域において、地震、風水害、または雪害等の自然災害及び大規模な事故等（以下「災害等」という。）が発生した場合、乙の迅速、的確な電力復旧活動に協力するため、甲が所有、又は管理する施設を乙が緊急的に利用できること及び利用する際の手続きを定める。

### （対象施設）

第2条 甲が所有、又は管理し、本協定で取扱いを定める施設は、別表に掲げる施設（以下「対象施設」という。）とする。

### （適用条件）

第3条 本協定は、災害等が発生し乙の復旧活動が必要な場合に、乙から甲に対して対象施設の利用要請があり、甲が利用を承諾した場合に適用する。

### （利用申請と承諾）

第4条 乙が対象施設を利用する場合は、甲の定める様式により利用申請を行う。ただし、緊急を要する場合には口頭又は電話等により、利用申請し事後文書を提出するものとする。  
2 甲は乙から利用申請を受けた場合は、特別の事情がない限りこれを承諾する。

### （用途指定）

第5条 乙は、対象施設を災害時における復旧応援隊の集合・待機場所、駐車場、復旧資材の受払基地及び宿泊施設など災害復旧全般の用に供するものとし、利用目的以外に利用しない。

### （料金その他の費用負担）

第6条 本協定に基づき、乙が対象施設を利用するときの料金は、甲が全額免除するものとする。  
2 乙は、対象施設の利用に関連して生ずる水道、ガス、電気などの諸設備の利用料の実費相当額を負担し、甲に対して支払うものとし、その金額については高の申告にもとづき甲乙双方誠意を持って協議する。  
3 乙が対象施設を利用した後、敷地などの整備が必要となった場合は、乙の責任において、原状復帰することを原則とする。

### （損害賠償）

第7条 乙が対象施設を利用中に甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲に報告するとともにその損害を賠償する。ただし、天災など乙の責によらない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

### （利用の終了）

第8条 乙は第5条に定める用途での利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡する。

### （協定期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日までに、甲又は乙から相手方に対して書面により更新終了の意思が表示されな

いときは、この協定期間は、さらに1年延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙いずれかの事情により本協定内容の見直しまたは解消が必要となった場合は、相手に申入れを行い適宜協議する。

(準用)

第10条 災害等発生時における電力復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、乙が対象施設において防災訓練等を行う場合は、必要に応じてこの協定を準用できる。

(協議)

第11条 本協定について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年11月5日

甲 平 内 町 長

乙 東北電力株式会社青森営業所 所長

## 別 表（第2条関係）

[施設の表示]		
施設名	所在地	備考
夜越山森林公園第4駐車場	東津軽郡平内町大字小湊字新道46番地27	
その他甲が指定する施設		

## 災害復旧時の協力に関する協定書

平内町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社青森支店（以下「乙」という。）は、青森県地域防災計画並びに平内町地域防災計画に基づく災害復旧時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は大規模地震及び台風・雪害等の災害発生（以下「災害等発生」という。）に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

### （災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

### （災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 災害等発生における大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲と連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

### （通信設備の復旧）

第4条 災害等発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら国家機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への特設公衆電話の設置等可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動電源車、ポータブル衛星車等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

### （復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

### （資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

### （利用の終了連絡及び原状回復義務）

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡することとするとともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要があると認めるときは、乙は資材置場施設を原状に回復することを要しないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲に報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に拠らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

(災害訓練時の協力)

第9条 乙が災害時に通信設備の復旧を迅速かつ確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場置き場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第10条 本協定に関する連絡責任者、連絡先は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、平成23年4月1日より平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件でさらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年4月1日

甲 平 内 町 長

乙 東日本電信電話株式会社青森支店 支店長

## 災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、平内町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、重大な災害が発生し又は派生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第 2 条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 平内町内に重大な災害が発生し又は発生するおそれがあるとき
- 二 平内町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第 3 条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第 4 条 第 2 条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第 5 条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第 6 条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第 7 条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする、

本協定は 2 通作成し、甲及び乙が各 1 通を保有する。

平成 2 4 年 2 月 1 4 日

甲 国土交通省 東北地方整備局長

乙 平 内 町 長

資料 7 6 災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定書（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社青森支店）

## 災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定書

平内町（以下「甲」という。）と、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社青森支店（以下「乙」という。）は、青森県地域防災計画並びに平内町地域防災計画に基づく災害復旧時における、甲と乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 本協定は、大規模地震及び台風・雪害等の災害発生（以下「災害等発生」という）に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

### （災害情報の提供）

第 2 条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供しよう努めるものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供しよう努めるものとする。また、甲は必要に応じその情報を市町村防災行政無線等により、影響を受けた地域の住民へ伝達するものとする。

### （災害対策本部等への社員の派遣）

第 3 条 災害等発生による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

### （通信設備の復旧）

第 4 条 災害等発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙を含むエヌ・ティ・ティ・ドコモグループ（以下ドコモグループ）の災害対策組織の連携の下で優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への通信確保を実施しよう努めるものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動無線車等災害対策機器等の使用については、乙を含むドコモグループの災害対策組織の連携の下での判断によるものとする。

### （復旧作業に対する協力）

第 5 条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙を含むドコモグループの通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

### （資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第 6 条 災害時において、乙を含むドコモグループの通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

### （利用の終了連絡及び原状回復義務）

第 7 条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施設を原

状に回復することを要しないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙を含むドコモグループが、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償義務は免除される。

(災害訓練時の協力)

第9条 乙を含むドコモグループが災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第10条 本協定所に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から1年間継続とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年3月9日

甲 平 内 町 長

乙 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社青森支店 支店長

## 災害時における液化石油ガス及び 応急対策用資機材の調達に関する協定

平内町（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県エルピーガス協会（以下「乙」という。）は、災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第 1 条 この協定は、平内町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第 2 条 甲は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達の必要があると認めたときは、乙に対して、その調達について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

3 石油備蓄法第 3 3 条第 3 項の規定により、経済産業大臣の勧告が出された場合は、予め指定された中核充填所を中心に対応するものとする。

### （手続）

第 3 条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文書を乙に対して提出するものとする。

（1）要請の理由

（2）液化石油ガス及び応急対策用資機材品名及びその数量

（3）調達を必要とする日時及び場所

（4）その他必要な事項

2 乙又は乙に加盟する会員は、乙の要請を受け、液化石油ガス及び応急対策用資機材を調達した場合、液化石油ガスの保安に関し最大限留意する。

3 乙又は乙に加盟する会員は、事前に液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送に係る緊急通行車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車両確認証明書を取得しておくものとする。

### （費用負担）

第 4 条 乙又は乙に加盟する会員が第 2 条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における甲と液化石油ガス販売事業者が交わした単価契約の価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

ただし、単価契約を締結していない液化石油ガス及び応急対策用資機材については、災害発生直前における県内の市場価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

### （報告）

第 5 条 乙又は乙に加盟する会員は、第 2 条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達を

実施した場合は、乙がとりまとめの上速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

- (1) 調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名及び数量
- (2) 調達を実施した日時及び場所
- (3) その他必要な事項

(事故報告)

第6条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

(情報収集、報告及び周知)

第7条 甲は、災害に関する被害状況等を収集し、第2条に規定する液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供する。

2 乙は、甲が必要と認める情報収集及び周知に可能な限り協力する。

3 甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認めた時は、乙に対して、乙又は乙に加盟する会員等が保有する液化石油ガス予備応急対策用資機材の数量等の状況について報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、平内町総務課、乙においては、一般社団法人青森県エルピーガス協会事務局とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年10月27日

甲 平 内 町 長

乙 一般社団法人青森県エルピーガス協会 会長

## 中核充填所

No.	地区	事業所名
①	東青	ENEOS グローブエナジー(株)青森東充填所 青森市大字野内字浦島 84-1 【対象市町村】 青森市[浪岡除く]、外ヶ浜町、平内町、今別町、蓬田村
②	中弘南	日通商事(株)青森LPガス事業所浪岡充填所 青森市浪岡大字女鹿沢字西花岡 12-17 【対象市町村】 青森市浪岡、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町 田舎館村、西目屋村
③	三八	カメイ物流サービス(株)八戸ガスターミナル 八戸市豊洲 2-38 【対象市町村】 八戸市、階上町、南部町、五戸町、三戸町、田子町、新郷村
④	西北五	東北アストモスガス(株)青森充填所 青森市浪岡大字大釈迦字前田 76-1 【対象市町村】 五所川原市、つがる市、中泊町、鶴田町、板柳町、深浦町、鱒ヶ沢町
⑤	上十三	伊藤忠エネクスホームライフ東北(株) 上北郡おいらせ町青葉五丁目 50-1727 【対象市町村】 十和田市、三沢市、野辺地町、東北町、六戸町、七戸町、おいらせ町
⑥	下北	(株)下北ガス むつ市南赤川町 10-27 【対象市町村】 むつ市、大間町、横浜町、東通村、六ヶ所村、風間浦村、佐井村

様式（第3条関係）

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する要請書

平成 年 月 日

一般社団法人青森県エルピーガス協会 殿

平内町長

「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請理由

2 調達を要請する液化石油ガス及び応急対策用資機材

実施日時	実施場所	要請品名	数量
月 日 時頃			

3 その他

様式（第5条関係）

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する報告書

平成 年 月 日

平内町長 殿

一般社団法人青森県エルピーガス協会

下記のとおり要請を受けた液化石油ガスを供給しましたので、「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」第5条に基づき、報告します。

記

1 報告事項

(1) 調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名及び数量

(2) 調達を実施した日時及び場所

(3) 立会い確認者名

2 その他

資料78 災害発生時における「平内町」と「平内レミコン株式会社」との応援・協力等に関する協定書（平内レミコン株式会社）

災害発生時における「平内町」と「平内レミコン株式会社」  
との応援・協力等に関する協定書

（趣旨）

第1条 平内町（以下「甲」という。）の区域において災害が発生した場合、甲が平内レミコン株式会社（以下「乙」という。）に対し、応援を要請する応急処置等を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

（応援事項）

第2条 甲が乙に応援を要請する応急処置等は、次のとおりとする。

- （1）応急処置等を行うに当たって必要とする情報の収集及び提供
- （2）災害応急活動に必要な車両等の派遣及び斡旋
- （3）応急活動に必要な人員の派遣
- （4）応急活動に要する資機材、物資の提供及び斡旋
- （5）前号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 甲は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又はその他の通信手段により迅速に要請を行うとともに、後日文書をもって乙に速かに通知するものとする。但し、軽微な応援要請については、文書の提出を省略できる。

- （1）災害の種類及び状況
- （2）前条に掲げる協力事項の内容
- （3）応援場所及び応援場所への経路
- （4）応援の期間
- （5）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主応援）

第4条 乙は、大規模災害が発生したことが明らかな場合で、甲との連絡がとれないとき又は要請を待ついとまがないと認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として乙の負担とする。但し、経費が高額となる及び、乙の本来業務に支障が生ずる恐れのある場合は、甲乙協議して負担額を決定する。

(実施期間)

第6条 この協定の実施期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。但し、期間満了の1ヶ月前までに書面による解約の申出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(その他)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

2 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成29年2月27日

甲 平内町長

乙 平内レミコン株式会社

## 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

平内町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社青森支店（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第 1 条 本覚書は、災害の発生時において、甲・乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

### （用語の定義）

第 2 条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。その後の改正を含む。）第 2 条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲・乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

### （特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第 3 条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲・乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲・乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第 1 項及び第 2 項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置に係る必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲・乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲・乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙 1 に定める様式をもって相互に通知することとする。

### （通信機器等の管理）

第 4 条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

### （電話回線等の配備）

第 5 条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

### （移転、廃止等）

第 6 条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第 4 条及び第 5 条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲・乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲・乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲・乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成29年3月22日

甲 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊 63 番地

平内町長

乙 青森県青森市橋本二丁目1番6号  
東日本電信電話株式会社青森支店

支店長

【別紙 1】

## 情報管理責任者（変更）通知書

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第3条に基づき、情報管理責任者（正）および情報管理責任者（副）を下記のとおり任命する。

平成 年 月 日

【平内町】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
(正) 平内町総務課 課長	TEL 017-755-2111 FAX 017-755-2145 E-Mail
(副) 平内町総務課	TEL 017-755-2111 FAX 017-755-2145 E-Mail

【東日本電信電話株式会社】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
(正) 株式会社NTT東日本－東北 設備部 サービス運営部門 青森災害対策室長	TEL 017-774-9550 FAX 017-732-1988 E-Mail
(副) 株式会社NTT東日本－東北 設備部 サービス運営部門 青森災害対策室	TEL 017-774-9550 FAX 017-732-1988 E-Mail

平内町  
総務課長

印

株式会社NTT東日本－東北  
設備部 サービス運営部門  
青森災害対策室長

印

【別紙2】平内町様 特設公衆電話 定期試験仕様書

平内町様およびNTT東日本は、下記に定める定期試験を年1回を目安として、実施することに努めることとする。

試験名	実施手順	備考
I. NTTによる回線試験	<p>①NTTから特設公衆電話の電気通信回線(モジュージャックまで)の回線試験を実施します。</p> <p>②回線に異常が確認された場合は、NTTの故障修理者を特設公衆電話の設置場所に派遣します。</p> <p>③②の場合、NTTの故障修理者が、特設公衆電話の設置場所にて電気通信回線の修理を実施します。</p>	<p>*試験については、平内町様(避難所含む)への事前連絡は実施しません。また、平内町様にて電話機を接続する必要はありません。</p> <p>*派遣については、事前に、平内町様へご連絡いたします。また、回線の正常状態が確認された場合は、平内町様へご連絡は実施しません。</p>
II. 平内町様(避難所含む)による通話試験	<p>①各避難所等にて、モジュージャックに電話機を接続し、自治体等の固定電話に電話をかけ、正常に通話ができるかの確認を実施します。</p> <p>②通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT故障受付部門(局番なしの113)へ連絡願います。</p> <p>③NTT故障受付部門(局番なしの113)にて、電気通信回線の試験を実施し、異常が確認された場合は、NTTの故障修理者を特設公衆電話の設置場所に派遣します。</p> <p>④上記「NTTによる回線試験」③と同じ</p>	

様

式

